ハ　吸入毒性試験による判定基準

吸入毒性試験による容器等級の判定基準		容器等級
粉じん又は煙霧を発生する物質	半数致死濃度（粉じん状又は煙霧状の試験物質を被験動物に、1時間経気道投与したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する濃度（mg/Lを単位とする。）又は4時間経気道投与したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する濃度（mg/Lを単位とする。）を4倍した値をいう。以下「粉じん又は煙霧を発生する物質」の項において同じ。）が0.2mg/L以下のもの	Ⅰ
	半数致死濃度が0.2mg/Lを超え2mg/L以下のもの	Ⅱ
	半数致死濃度が2mg/Lを超え4mg/L以下のもの	Ⅲ
蒸気を発生する物質	半数致死濃度（試験物質の蒸気を被験動物に経気道投与（投与時間は1時間とする。）したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する濃度（mL/m³を単位とする。）又は4時間経気道投与したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する濃度（mL/m³を単位とする。）を2倍した値をいう。この表の「蒸気を発生する物質」の場合において同じ。）が飽和蒸気濃度（20℃、101.3kPaの空気中において、試験物質の蒸気が飽和している状態の濃度（mL/m³を単位とする。）をいう。以下この表において同じ。）の10分の1以下であり、かつ、1000mL/m³以下のもの	Ⅰ
	半数致死濃度が飽和蒸気濃度以下であり、かつ、3000mL/m³以下のもの（容器等級Ⅰに該当するものを除く。）	Ⅱ
	半数致死濃度が飽和蒸気濃度の5倍以下であり、かつ、5000mL/m³以下のもの（容器等級Ⅰに該当するものを除く。）	Ⅲ
注　IMDGコード2.6.2.1.3に規定する吸入毒性試験によるものとする。		

(7)　腐食性物質

（ⅰ）　腐食性物質の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

腐食性物質の容器等級の判定基準	容器等級
試験物質を被験動物の皮膚に3分間接触させたときに、60分以内に完全な皮膚組織の壊死を起こすもの	Ⅰ
試験物質を被験動物の皮膚に60分間接触させたときに、14日以内に完全な皮膚組織の壊死を起こすもの（容器等級Ⅰに該当するものを除く。）	Ⅱ
次の(1)又は(2)に該当するもの (1)　試験物質を被験動物の皮膚に4時間接触させたときに、14日以内に完全な皮膚組織の壊死を起こすもの（容器等級Ⅰ及びⅡに該当するものを除く。） (2)　55℃において、試験物質中に鋼及びアルミニウムの試験片を一定時間浸漬したときに、次式により計算される1年当たりの浸食度が6.25mmを超えるもの（ただし、鋼又はアルミニウムのいずれか一方の試験片による試験において、容器等級Ⅲに該当すると判定された場合には、一方の試験片による試験は必要としない。） $\frac{W\times10\times365}{d\times S\times T}$（mm） この式において、W、d、S及びTは、それぞれ、次の値を表すものとする。 W　試験片の質量減少量(g) d　試験片の材料の密度(g/cm³) S　試験片の浸漬面積(cm²)	Ⅲ
T　試験片の浸漬日数(日)	
注 1　IMDGコード2.8.2.4に規定する腐食性物質の試験によるものとする。 2　容器等級ⅠからⅢまでに該当しないものは、腐食性物質には該当しない。	

(8)　環境有害物質

環境有害物質のタイプは、次の表に定めるところにより判定するものとする。

環境有害物質のタイプの判定基準	タイプ
試験液1Lにつき試験物質1mgを含んだ液で、魚類を96時間飼育したときにその死亡率が50%以上のもの、ミジンコを48時間飼育したときにその遊泳阻害率が50%以上のもの又は藻類を72時間飼育したときにその生長阻害率が50%以上のもの	急性 1
急速分解性でないものであって、魚類、甲殻類又は藻類に対する慢性毒性値が0.1mg/1L以下のもの	慢性 1
急速分解性のあるものであって、魚類、甲殻類又は藻類に対する慢性毒性値が0.01mg/1L以下のもの	
試験液1Lにつき試験物質1mgを含んだ液で、魚類を96時間飼育したときにその死亡率が50%以上のもの、ミジンコを48時間飼育したときにその遊泳阻害率が50%以上のもの又は藻類を72時間飼育したときにその生長阻害率が50%以上のものであって、急速分解性でないもの又はオクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が4以上であるもの（ただし、魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、生物濃縮係数が500以上のものに限る。）	
急速分解性でないものであって、魚類、甲殻類又は藻類に対する慢性毒性値が0.1mg/1Lを超え1mg/1L以下のもの	慢性 2
急速分解性のあるものであって、魚類、甲殻類又は藻類に対する慢性毒性値が0.01mg/1Lを超え0.1mg/1L以下のもの	
試験液1Lにつき試験物質10mgを含んだ液で、魚類を96時間飼育したときにその死亡率が50%以上のもの、ミジンコを48時間飼育したときにその遊泳阻害率が50%以上のもの又は藻類を72時間飼育したときにその生長阻害率が50%以上のものであって、急速分解性でないもの又はオクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が4以上であって、慢性毒性無影響濃度が1mg/Lを越えないもの（ただし、魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、生物濃縮係数が500以上のものに限る。）	
注　IMDGコード2.9.3に規定する環境有害物質の試験によるものとする。	